

第10回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年2月14日（火）10:00～11:31

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、飯田泰之（座長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、
長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり、渡邊美衡

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
福島規制改革推進室次長、佐脇参事官

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、
務台内閣府大臣政務官、羽深内閣府参事官

（農林水産省）山口総括参事官、鈴木大臣官房生産振興参事官（兼生産局兼政策統括官）、
宮浦食料産業局食品流通課長、枝元生産局長、大澤経営局長、
栗原経営局農地政策課長、新井農村振興局農村政策部長、
前島農村振興局農村計画課長

4. 議題：

（開会）

1. 農業競争力強化支援法案（仮称）等について
2. 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する検討状況について
3. 農地中間管理機構の活動状況等について
4. 農地転用利益の地域還元に関する検討状況等について

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 定刻になりました。これより第10回「農業ワーキング・グループ」を始めます。

本日は山本大臣、松本副大臣、務台大臣政務官に御出席いただいております。また、大田議長にも御出席いただいております。

まず初めに、山本大臣より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本大臣 皆さん、おはようございます。委員の先生方には大変お忙しいところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

農業分野の規制改革につきましては、本ワーキング・グループで生産資材の調達や農産

物の流通・加工構造の改革、そして牛乳・乳製品の生産流通等に関する改革について御議論をいただきまして、昨年秋にはこれを踏まえて政府の方針を決定することができました。

本年は、これらの改革を具体的に実現していく重要な年であり、規制改革推進会議としてこれまでの検討の経緯を踏まえて、改革をしっかりと実現するようフォローアップしていただく必要があります。

本日は、これらの改革の現在の取組状況について担当する農林水産省から御説明いただくものと伺っております。委員、専門委員の皆様とともに、私もしっかりと確認したいと思っております。

また、本日は過去の規制改革実施計画において取り上げられてきた農地に関する規制改革の進捗についてフォローアップを行うと伺っております。これらの論点を含めて農業の構造改革は待たないであります。私が所掌する地方創生を進める上でも、地域の基幹産業である農業の活性化や農地の有効活用などは大変重要な課題でございます。委員の皆様におかれましては、改革の具体化に向けた活発な議論をお願いいたします。私も担当大臣として強い農業、農業の成長産業化の実現に資する規制改革にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○佐脇参事官 ありがとうございます。

報道関係者はここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○佐脇参事官 ここからの進行は、金丸座長をお願いいたします。

○金丸座長 皆様おはようございます。議事進行に移らせていただきます。

議題1「農業競争力強化支援法案（仮称）等について」でございます。農業競争力強化支援法案につきましては、前回のワーキングでその骨子について議論をしましたが、先般、閣議決定がなされました。本日は、農林水産省からその内容等について御説明をお願いいたします。山口総括審議官、よろしく申し上げます。

○山口大臣官房総括審議官 総括審議官の山口でございます。

農業競争力強化支援法案につきまして、御説明したいと思います。

今、金丸座長からも御案内がございましたように、本法案につきましては2月10日に閣議決定をさせていただいております。前回、骨子で御説明させていただきましたので、本日は条文の内容について概略を御説明したいと思います。

資料1-1bという分厚い冊子をご覧ください。これが農業競争力強化支援法案の全体でございます。最初に要綱が付いておりますが、本日は条文のほうで御説明したいと思いますので、15ページ以降をご覧ください。

15ページから目次でございます。

16ページから本文でございますが、まず第1章 総則 第1条というところで目的でございます。「この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することとあわせて、良質かつ低廉な

農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編または事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取り組みを支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定しております。この趣旨につきましては、前回御説明いたしました骨子と基本的に同一のものとなっております。

第2条は定義でございます。この1つ目でございますが、「農業資材事業」とは、「農業資材の生産又は販売の事業であって、農業者が行うもの以外のものをいう」と規定しております。また、「農産物流通等」については、2項でございますが、「農産物の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいう」と書いてございまして、3項のところ「農産物流通等事業」とは、「農産物流通等の事業であって、農業者が行うもの以外のものをいう」と書いてございます。これも前回「等」の中には加工が含まれると申しておりましたが、これについては2項できちんと定義をしているところでございます。

このあとも、定義が並んでおりますが省略させていただきまして、19ページでございます。

第3条 国の責務でございます。国の責務についても骨子のときに御説明をした内容でございますが、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有すると規定しております。

第4条が農業生産関連事業者等の努力ということでございまして、この農業生産関連事業者は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展することが、農業生産関連事業の発展につながることを踏まえまして、この法律の目的の実現に資するよう取り組むとともに、その取り組みを持続的に行うよう努めるものとするという規定を入れております。

また、2項では、政府関係金融機関等が農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるという規定を入れております。

第5条が農業者等の努力でございます。農業者につきましては資材の調達や農産物の出荷もしくは販売を行うに際しまして、有利な条件を提示する農業生産関連事業者等の取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるという規定を入れております。

2項、3項は、農業者の組織する団体についての農業者をサポートするための規定を入れております。

第6条でございます。関係行政機関の連携協力でございますが、主務大臣及び関係行政機関の長は、良質かつ低廉な農業資材の供給や、農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑に、効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するという規定を入れております。

第7条で留意事項を入れておりますけれども、国が施策を講ずるに当たりましては、こ

の農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、民間事業者の活力の発揮を促進して、適正な競争のもとで農業生産関連事業の健全な発展を図ることに留意するという規定を置いております。

第2章は、国が講ずべき施策でございます。

第1節では、良質かつ低廉な農業資材の供給、すなわち資材のほうの規定、施策を並べております。この中で第8条では環境の整備ということでございまして、1号から申しますと、農薬の登録その他の農業資材の規制については、当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うという規定、2号では農業機械その他の農業資材の開発につきまして、開発の目標を設定するとともに、試験研究機関、大学、民間事業者との間の連携を促進するという規定、3号では、農業資材であってその銘柄が著しく多数であるようなもの、これにつきましては当該農業資材の銘柄の集約の取り組みを促進するという規定、4号でございまして、種子その他の種苗については、民間事業者が行う技術開発や新品種の育成等を促進するとともに、独法の試験研究機関や都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進するという規定を入れております。

第9条では、農業資材事業に係る事業再編または事業参入の促進をするための必要な措置を講ずる旨の規定を入れております。

第10条では、農業者が農業資材の調達を行い、または農業者団体が農業者に供給する農業資材の調達を行うに際しましては、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ講ずるという旨の施策を入れております。

第2節の第11条からは農産物流通等の合理化を実現するための施策ということでございます。第11条1号では農産物流通等に係る規制の見直し、2号では農産物流通等に係る規格についての見直し、3号では業務の効率化に資するための情報通信技術その他の技術の活用を促進する規定を入れております。

第12条では、農産物の卸売または小売の事業と、農産物を原材料として使用する製造または加工の事業につきまして、それぞれ事業再編または事業参入を促進する措置を講ずるという旨の規定を入れております。

第13条では、農産物を農業者または農業者団体による消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとしております。

第14条では、これも情報の入手の円滑化ということで、出荷または販売を行うに際し有利な条件を提示する事業者を選択できるよう、情報を容易に入手できる措置を講ずることにしております。

第15条では、農産物の取引または商品に際しまして、その品質、生産または流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるということでございまして、これはJASやGI、地理的表示といったものを想定した規定でございます。

第16条は施策の検討でございまして、おおむね5年ごとに国内外における農業資材の供

給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するという規定と、2項で、おおむね5年ごとに施策のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を入れております。

第3章からは事業再編または事業参入を促進するための具体的な措置ということで、支援措置等を制定しております。第17条では事業再編または事業参入の促進の実施に関する指針を定める旨の規定を入れております。2項のところで具体的な規定事項を書いております。

第18条に移りますと、事業再編促進対象事業者が再編計画を作成いたしまして、これを主務大臣に提出して、その認定を受けるという規定を入れております。

29ページ、6項でございますけれども、主務大臣は第1項の認定の申請があった場合において以下のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするということで、これ以降は認定手続に関する規定を入れております。

31ページの最後から32ページにかけて、第21条でございますが、事業参入計画の認定に関して同様の規定を入れております。

34ページから具体的な支援措置の内容でございます。以上のような認定を受けた事業者に対しましては、第23条でございますが、民法の特例でございますが、事業譲渡の場合の債権者の異議の催告の手続が簡易にできる規定を設けております。

第24条は独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の規定でございます。

第25条は株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等の促進のための金融措置、貸し付け等の規定が並んでいるところでございます。

40ページ、第27条から株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務、いわゆるA-FIVEが行っております出資等の業務について、この事業再編等を行うに当たって支援ができる旨の規定が並んでいるところでございます。これらの規定が50ページまであります。50ページからは雑則でございますが、第32条が雇用の安定ということで、雇用の安定のために必要な措置を講ずる旨の規定を入れております。

第34条は報告の徴収で、第35条は主務大臣の規定でございます。この法律の主務大臣につきましても、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣と規定しております。

附則でございます。施行期日は公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することにしております。ただし、附則第2条のところでございますが、第16条の1項、2項、いわゆる施策の検討のところの規定でございますが、最初の調査は施行の日からおおむね1年以内、最初の検討は施行の日からおおむね2年以内に行う旨を規定させていただいております。

法律の内容については以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。各委員の皆様いかがでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員 いよいよ農業改革の具体化が進むと思ひ、大いに期待しております。その関係で、質問をさせていただきます。

まず、ただいま御紹介のありました附則第1条の施行期日でございます。公布から3カ月後とされておりますが、可能な限り早く施行すべきと考えておりますので、施行はいつごろを予定されているのか、具体的な目途が立っているのかをお伺いしたいと思います。これが1点でございます。

2点目ですが、同じく附則第2条の経過措置でございます。16条1項の調査につきまして、施行後おおむね1年以内、2項の検討につきまして、施行後おおむね2年以内に行うこととされておりますが、これもできるだけ速やかに行うべきと考えております。その観点から施行後の調査検討の具体的なスケジュールをお示しいただきたいと思ひます。

○金丸座長 よろしいですか。それでは、お願いいたします。

○山口大臣官房総括審議官 ありがとうございます。

この農業競争力強化支援法案は、おっしゃるとおりに農業改革を進めていくために必要な措置を盛り込んだものでございますので、我々としましてもなるべく早く施行してまいりたいと思っておりますが、まずは国会での御審議が必要だということでございまして、国会で審議され、その後、成立を見ましたら速やかに公布をいたします。そこから3月以内に施行するというところでございますが、我々もなるべく早く施行したいところですが、この法律の中に例えば支援措置を講ずるための前提条件として、実施指針というもの定めるということを主務大臣が行うことになっております。そういった準備等の期間も入れまして公布後3カ月と規定したところですが、先生おっしゃるようになるべく早い施行に向けて努力してまいりたいと思ひます。

また、経過措置で規定しております調査または施策の検討につきましても、これは前回は御説明しましたが、かなり大がかりなことを考えておりますので、これは準備等が必要かと思っておりますけれども、これも関係部局を督励しながらなるべく早く実施できるよう努力してまいりたいと思っております。

○林委員 具体的な時期はお答えにくかったのかもしれませんが、やはり農業改革待ったなしという危機感を持って今回の法律が制定されるものと思ひます。「善は急げ」という言葉は仏教の原典にあるそうでして、その心は、人間は善を急がないと悪を行ってしまう。悪が行われてしまうということだそうです。英語では「鉄は熱いうちに打て」とも言われるそうでございます。ぜひ施行、調査検討を速やかに実行していただきたいと思ひます。

○金丸座長 ありがとうございます。

渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 法案の御説明ありがとうございます。特に国の講ずべき施策等、意欲

的な条文が並んでおりまして、これで農業が変わっていくのではないかと期待しておりますので、ぜひすばらしい政策の立案をお願いいたします。

私の質問は、計画の認定に関するところでございます。18条、21条でそれぞれ再編、新規参入について、大臣の計画認定があるところでございます。一方で24条から27条にかけて融資、債務保証、A-FIVEの支援決定等がございますが、ここが二重の仕組みになっているように感じられます。特に大臣による計画の認定とA-FIVEによる支援認定というのは、これは手続が二重に重なるのではないかと。あるいはその違いは何か。この計画を応募しようとする者にとってどのようにこれを理解すればいいのか、そこを簡単に説明していただければと存じます。よろしく申し上げます。

○山口大臣官房総括審議官 この計画の認定とA-FIVE等のいわゆる支援事業を実施するための審査が二重になるのではないかと御質問だと思いますが、まずは大臣の立場としての計画の認定というものが、この法律上は必要だと書いてありまして、それを受けて認定事業者に対する支援措置としてA-FIVE等が支援を検討することになるわけでございます。これは、制度上は別々な手続となりますので両方が必要と思っておりますが、再編計画の中で具体的にどういう手法で再編をしていくかを書く中で、例えばA-FIVEの出資を使う場合は、そのことを計画に書いていただくことになると思っておりますので、そこについては事前にA-FIVEとも前広な協議といいますか、相談といいますか、そういったことはやっただいてよいと思っております。A-FIVEの審査と国の認定が全く同一基準となるのは制度上難しいかと思っておりますが、そこはある程度連携が図られて、事業者にとっては余り支援措置が遅くならないよう工夫していきたいと思っております。

○渡邊専門委員 先ほどの鉄は熱いうちにはありませんが、農業というのは1年のうちいつでもスタートできるわけではなくて、1年に1回しか機会がないこともたくさんございます。ぜひ事業者にとって二度手間になって、1年計画が遅れてしまったみたいなことのないような使い勝手のいい制度設計をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○金丸座長 そのほか、委員の皆様でございますでしょうか。本間専門委員、申し上げます。

○本間専門委員 私も期待するところ大であります。第5条の農業者等の努力、努力義務といいますか、そういうものについていろいろ議論されていると承知しています。農業者、農業者の組織する団体、および農業者の団体で農業関連の事業を行う者、と三者について義務規定があるわけですが、具体的には、農業者も有利な条件を提示する関連事業者との取引を優先したり、それを選ぶというのはある意味、農業経営では当然の話なので、農業者もきちんと努力せよということで結構だと思うのですが、あと、農業者の組織する団体、多分農協のことを前提に考えておられるのだと思うのですが、具体的にどういう努力を想定しているのか。そのあたりについて具体的に何かございましたらお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山口大臣官房総括審議官 この第5条1項は今、先生のおっしゃったとおりでございます。

して、農業者が資材を調達する場合、また、農産物を販売する場合に有利な条件を示している事業者との取引をしていくことを規定したものでございまして、農業者として望ましいことと思っております。2項、3項の規定でございまして、1項との関連で2項、3項を入れているところでございまして、農協がとおっしゃられておりましたが、農業者の組織する団体という規定にしております。これは農協に限らず農業者が組織する団体、例えば農業法人協会の皆様もいらっしゃいますが、そういったところも団体として想定しているところでございまして、業種別にいろいろな団体が設立されております。農業経営の改善のための支援を行うことに関しましては、恐らくどこの事業者団体でもこういった取り組みはやっておられると思いますので、そういった団体につきましては、農業者が有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引をしていくことを支援していくことを、この2項では規定してございます。

3項は農業者の組織する団体であって、農業生産関連事業を行うものと規定しております。農業生産関連事業というのは資材の供給なり販売等の事業でございまして、それらを実施している団体も多数ございます。これは農協もございまして、農協以外の事業者団体でもこういった取り組みをやっておられるところはございます。そういったところについては、これも当たり前の話ではございますけれども、その団体の利益を上げるというよりも、農業者の農業所得の増大に配慮した形で事業に取り組んでほしいという一般的な規定として入れているところでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方よろしいですか。この法案に至るまでの議論を通じて農水省の皆様とかなりたくさん時間を過ごさせてもらったのですが、つくづく感じたのは、この法律を作るだけではなくて、農林水産省として従来の発想の転換と思考の空間も広がらないと、実行あるものにならないのではないかと痛感した次第です。

いつも申し上げてきたのですが、世界中を見渡していろいろな業態が存在するのですけれども、その中で高収益を上げている企業というのは、ほとんどの企業が製造し、みずから販売をするという両方のリスクテイクをした人たちが有利なポジションといたしますか、競争力があるのです。従来、農林水産省の皆様はどちらかというと生産中心におられたので、例えばH&Mを見てみても、日本の国内だと急成長しているニトリさんを見てみても、コンビニの業態も今や売れ筋はほとんどプライベートブランドにしていますから、マーケットに近いところから生産に至るまでいわゆるバリューチェーンの横プロセスに関心を持って、そのプロセスの一つずつ付加価値をより向上させるような戦略を打たれています。各省と農水省の連携も必要なだけけれども、農水省内の横連携もすごく重要になると思いますので、ぜひ発想の転換をお願いしたいと思います。

そういう意味では農業者の皆様もまずは経営マインドというか、経営ということの意識をしていただきたいと思っておりますし、この法案の実行のほうがより重要なと思います。引き続きよろしく申し上げます。

我々規制改革会議としては、この法案が策定された以降も実行あるものになっているかどうかのフォローアップは引き続きやっていきたいと思っております。山口総括審議官、ありがとうございました。

では、次の議題に入らせていただきます。議題2は「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する検討状況について」でございます。農業ワーキング・グループにおきまして、一昨年より牛乳・乳製品の生産・流通等の規制改革に関する議論を開始し、昨年11月に規制改革推進会議としての意見を取りまとめました。政府においては、これを踏まえて総理を本部長とする農林水産地域域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムが決定され、その中で改革の方向性が示されております。

農林水産省では、現在、改革を実現するための法案を策定されていると承知しております。本日はその状況についてお聞かせいただきたいと存じます。

ヒアリングに先立ちまして、事務局より規制改革推進会議におけるこれまでの検討の経緯を説明いただきたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いします。

○佐脇参事官 ありがとうございます。お手元の資料2-1、A4縦をご覧くださいませでしょうか。今、座長から御紹介がございましたとおり、昨年秋に行われた主要な決定、それから、それに関連する総理の御発言についてまとめた資料でございます。

ページを1枚、下に通しページが振ってありますけれども、めくっていただきますと11月28日に規制改革推進会議として取りまとめました、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見がとじてございます。

1ページ目、下にありますように改革の原則といたしまして、生産者がみずから自由に出荷先等を選べる制度への改革、例えば（ア）でございますが、農業者は農協を含めて販売先、委託先を自由に選択できるのが原則ということ。次のページの上のほうに○がございますけれども、生産者が経営マインドを持って創意工夫をし、所得増大をするためには自由に出荷先を選べる環境とする。生産者自身により処理・加工、それらの組み合わせなど出荷の形態によるハンディキャップをなくし、生産者が生乳の出荷先等を自由に選べる制度へと改革すべきということでございます。

（2）につきましても、指定団体のみを受け皿とするものではない形での加工原料乳生産者補給金制度の改革の必要性ということを書いてございます。

3ページ目、例えば条件不利地域への対応ということで、これらのスキームにつきましても、農協以外の他の事業者が利用できなくなる要件は設定しないという意見になってございます。

5ページ目でございますが、当日、安倍総理に御出席いただき、御発言いただいております。官邸のホームページで掲載されているものの抜粋であります。下線を引いたところが生乳改革に関するものでございまして、当日、総理は「さらに生乳改革については、指定団体に全量を出荷する酪農家のみを補助する仕組みを50年ぶりに改革いたします。『農協による共同販売』と、特色ある製品を消費者に届ける『自由な販路』のそれぞれの良さ

を組み合わせ、酪農家の創意工夫を生かせる仕組みへと改めます」でございました。

その後、さまざまな手続を経まして、11月29日に総理を本部長といたします農林水産地域域の活力創造本部の決定でございますところの農業競争力強化プログラムに、7ページの13といたしまして関連の改革についての決定事項が書いてございます。(1)②でございますけれども、先ほどの意見に盛り込まれておりましたとおり、現行の方式を見直し、生産者が出荷先等を自由に選べる環境のもと、経営マインド云々ということで、国は早急に基本的な仕組みを設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとするということで、年明け以降の調整プロセスが農林水産省を中心に進められてございまして、その場合の基本的な方針が③に具体化をするべき項目として書いてあるわけでございます。

10ページでございますけれども、この本部における安倍総理の御発言も引用してございます。下線が生乳関係でございますが、「生乳については、指定団体に出荷する酪農家のみに財政支援を行う仕組みを改め、酪農家が出荷先を自由に選択できる仕組みに抜本的に見直すこととしました。これは、50年ぶりの改革であります」「次期通常国会に、これらの改革のための法案を提出いたします。そして、フォローアップをしっかりと行い、改革を確実に実現していく考えであります」ということです。

次のページは、今通常国会、1月20日に総理が行われました施政方針演説の関連部分の抜粋でございまして、棒線が書いてございますが、「牛乳や乳製品の流通を、事実上、農協経由に限定している現行の補給金制度を抜本的に見直し、生産者の自由な経営を可能とします」となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省より現在の検討状況について枝元生産局長よりお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○枝元生産局長 生産局長の枝元でございます。御苦労さまでございます。

今、資料2-1で経緯を御説明いただきましたので、資料2-2で現在の検討状況を御説明したいと思っております。

参事官から縷々御説明があったことを踏まえまして、農業競争力強化プログラムに基づいて法案をぜひ今国会に提出したいと考えてございます。概要といたしましては真ん中のところの改正後というところがございますけれども、生乳の受託販売、買い取り販売を行う事業者、また、みずから生産した生乳の乳業者に対する販売等を行う事業者に対して、加工原料乳について補給交付金または補給金を交付することかできるということで、これまで指定団体に限定されていた補給金につきまして、加工に取り組む者について交付をするものでございます。また、条件不利、先ほど御説明があったところに関しましては、②で一定の地域からの集乳を拒まずに行う事業者を指定いたしまして、ALICはその集送にかかる経費を補助することができるということでございます。

この法律は今、暫定措置法という形でなっております。50年前にできた法律でござい

ますが、当時は飲用の消費が大きく伸びていくという前提で作った法律でございますが、前も御説明いたしました、残念ながら引用の消費は落ちて、またこれから伸びることもなかなか想像しがたい。他方、乳製品の消費が安定的に伸び、かつ、これからもさまざまな商品開発も含めて伸びていくだろうというふうに状況が変わってきてございます。そういうことから暫定措置から加工に対する補給金制度を恒久的な措置にしたいということで、暫定措置法の基法でございます畜産経営の安定に関する法律を一部改正したいということで、現在作業をしているところでございます。

具体的な制度設計、プログラムで言いますスキームにつきまして、現在、関係者の意見も聞きながら検討しているところでございまして、まだ具体的に今日の段階でお示しできる段階に至っておりませんが、鋭意努力をいたしまして、御説明できる段階になったら御説明差し上げたいと思っております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございます。

事務局から説明いただいた農業競争力強化プログラムの中身と、資料2-2として提出いただいたもの間にギャップがある気がするのです。補給金のところは要するに誰でも加工乳の生産を行う者に対しては払うというのはいいのですけれども、現行方式の見直し、生産者の出荷先等を自由に選べる環境のもとということ、きちんと農業競争力強化プログラムのほうでは盛り込んで、なおかつ、安倍総理は説明にあったように、きちんとそのところをメンションしているわけです。それが資料2-2には見当たらないということが非常に懸念をしているわけで、出荷先を自由に選べる環境のもと、すなわち部分委託についての規定はどうなっているのかということについて、まず質問させていただきます。

○枝元生産局長 部分委託自体は法律に基づく話ではございません。プログラムにございますとおり、(1)①、②でこういう基本的なスキーム、現行の方式を見直して、生産者が出荷先等を自由に選ぶ環境のもと、経営マインドを持って創意工夫をし、所得を増大させていく必要があるということで、これは2つの要素があって、1つはまさに加工についてはこれまで指定団体にしか補給金を出してございませんでしたので、それを取り込もうとする者については指定団体に出さない方というのは事実上、なかなか加工に取り組みないという意味で、生産者が出荷先を自由に選べるという観点で、その補給金を拡大していくという1つの観点がございます。

また、部分委託については②の2つ目の○がございまして、部分委託に関しては現場の生産者が不公平感を感じないよう、また、場当たりの利用を認めないルール等とするという観点で、現在そのスキームを検討しているところでございます。

○本間専門委員 その意味ではきちんと実行者に、あるいは生産者に自由に選べるんだと

ということが分かるようなメッセージをきちんと盛り込んでほしいと思います。それから、いろいろ予定よりも遅れているようですが、ぜひ改正法案を確実に今国会で提出していただくように、努力をお願いしたいと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。林委員、お願いいたします。

○林委員 確認ですが、資料2-2の改正後の①によれば、今後は指定団体を通さずに、酪農家に直接この補給金が交付されるようになるかと考えてよろしいのですか。

○枝元生産局長 具体的なスキームは今、検討中でございますけれども、ここに書いてございますとおり2通り、お金の流れという意味でございますか。

○林委員 そうです。直接、酪農家が指定団体を通さずに直接補給金を交付されることのできる。この①の「または」の後の、「みずから生産した生乳の乳業者に対する販売等を行う事業者」というのは、酪農家のことと考えてよろしいのでしょうか。

○枝元生産局長 そのとおりでございます。みずから生産した生乳の乳業者、これは直接生産者補給金がALICから行くというスキームを今、検討中でございます。

○林委員 ありがとうございます。我々がこれまで意見申し上げてきたところがしっかりと法律に書き込まれるように、ぜひお願いしたいと思っております。

あわせて部分委託の原因となっております法律外での従前の農水省の規定類、それに基づく取引が契約書のひな形となって実際に使われておりますので、そういったものも今回の法改正に合わせて見直しをしていただきたいと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

私は今朝、官房長官からの御要請で、生乳の改革の状況がどうなっているかということと、もともとの政府の方針の再確認に伺ってまいりました。

この農業競争力強化プログラムでも示されているとおり、農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという現行の方式を見直すのはもちろんのこと、生産者が出荷先を自由に選べる環境、この自由に選べる環境というのは、生産者の人がおつくりになった生乳をみずからの意思に基づいて、自分の生乳をどれぐらいの量をどなたに売るかを定めることができる。そういう大きな方針はぜひ貫いていただきたい。これは政府の方針だということも再確認をいたしました。今、関係者の御調整で御苦労されていると思っておりますけれども、意欲ある酪農家が経営マインドを持って創意工夫しつつ、所得を増大させていく上で、今回の法改正というのは必須の条件だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

農水省においては、このような規制改革がしっかり実現されるよう、法案やその運用の具体化、そして、その運用の具体化に当たっては実務上、制約条件のないような形にぜひしていただきたいということを強く要請したいと思います。

山本大臣からも一言、お願いいたします。

○山本大臣 牛乳・乳製品の話は、まさに規制改革推進会議として最も重要な提言の1つ

であります。しかも総理が数度にわたって必ずやりますと、特に通常国会に法案を出しますということまで言って、施政方針演説でも言及しているわけですから、早くきちんとした成案を出して、そして、その成案の中で、今、金丸座長が言われたようなことがしっかり盛り込まれている、本当に生産者が自由に販売先を選べる、そして、何の気兼ねもなく補給金をもらえるということがきちんと盛り込まれた法案を早く成案としてまとめてもらいたい。そうでなければサボタージュしていると思えないわけですから、ぜひ農水省はしっかり頑張って、早く成案を出してもらい、その成案でまた改めて我々はそれをチェックしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○金丸座長 枝元局長、よろしくお願いいたします。

○枝元生産局長 頑張っております。

○金丸座長 それでは、本議題はここまでいたします。枝元局長、御出席ありがとうございます。

それでは、次の議題にまいります。議題3「農地中間管理機構の活動状況等について」です。農地の集積・集約化に向けた農地中間管理機構の機能強化については、前身の規制改革会議において議論し、規制改革実施計画に盛り込まれたものであり、機構の活動状況、実績等については、当ワーキングとして引き続き重点的にフォローアップをしていくこととしております。

それでは、現在の状況を農林水産省から御説明をお願いいたします。大澤局長、お願いいたします。

○大澤経営局長 経営局長の大澤でございます。

資料3をご覧くださいと思います。タイトルは「農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の加速化について」という資料でございます。

1 ページ目は農地中間管理機構の実績でございますが、これは27年度までの実績を書いております。28年度の実績については、3月末までの状況を踏まえて例年どおり5月に発表する予定でございます。例年農閑期、まさに今でございますけれども、実際に権利移動が行われている最中でございます。

2 ページ以降が、規制改革実施計画で先ほど御紹介がありましたように幾つか御指摘をいただいて、実施内容としてまとめられているものについて、各項目ごとに今の実施状況をまとめた資料でございます。

一番右の欄を重点的に見ていただきたいと思います。一番右の欄が平成28年度における実施状況を書いております。時間の関係がありますので簡単に御説明いたしますが、機構の実績等の公表については、例年どおり今年5月にランク付とともに各都道府県の機構の実績を公表する予定でございます。現状は今、9月末までの実績が出ておりますが、9月末までの実績を見る限りでは27年度と同様の実績になっています。

機構の体制の改善状況でございますけれども、意識改革につきましては従来行っておりました全国研修会に加えまして、今年度から私も幾つかの県を回りましたけれども、直接

県知事あるいは副知事等に働きかけをすることを行ってございます。それから、全都道府県の県別ヒアリングというのも新しく実施してございます。役員体制、職員体制については見ていただければお分かりのとおり、逐次運転を充実しているところでございます。

3 ページ目のコーディネーターの数もまだ5月に公表することになっておりますが、現状では昨年よりも充実した数になっております。

それから、宮崎県の例を例示的に書いてございますが、農業委員会の改革で新しく農地利用最適化推進委員というものを設置してございます。これは改正の時期に合わせて順次設置していくこととなりますので、平成29年度が一番大幅に変わるときでございます。それに向けまして推進委員の活動推進のためのマニュアルを作ったところでございます。ここにつきましては、我々はまだ課題があると思っております。任命はされたけれども、どう動いていいかわからないという地域もあると思っております、マニュアルを作った次第でございます。

農地の集積・集約化の環境整備の状況ということで、昨年に引き続き優良事例を公表いたしました。今年の新機軸といたしましては、中山間地域の担い手の集積が遅れている状況を鑑みまして、中山間地域の取組事例というものを重点的に書いたところでございます。

農地整備事業等の連携強化、これも予算の約5割が連携するまでに至っております。それから、今通常国会に都道府県事業として農業者の費用負担、同意を求めない基盤整備事業を実施する予定といたしておまして、所要の法律改正を出す予定でございます。これは非常に地域の期待が高まっているところでございます。

4 ページ目は各事業との連携ということで、これは個人向けの融資残補助をやっている経営体育成支援事業について、優先する仕組みを導入したところでございます。

市町村の人・農地の状況の公表ということで、これも昨年度に引き続きやる予定でございますが、昨年度の実績をもとに都道府県で市町村ごとに色分けをして、どの程度の集積があるかというのを一目で分かるような図も使いまして、例えば全国市長会での説明等にも活用しているところでございます。

関係機関との役割分担でございます。これは御指摘を踏まえて昨年6月にそのような分担方法について取り組むことを要請しております。これは要請によってかなりのところができておりますが、まだできていないところも依然ございます。ここも1つの課題だと思っております。

農地情報公開システムにつきましては、今、バージョンアップを実施しているところでございまして、これも利用率は格段に増えているところでございます。

5 ページ、相続未登記農地の問題への対応ということで、これは関係省庁連携しているろやっておりますけれども、我々農地については個別に分かりますので、6カ月ほどかけまして昨年12月のその状況を公表いたしました。相続未登記またはそのおそれのある農地というのは、大体全農地面積の約2割、90万ヘクタールあるという実態が明らかになっ

ております。そのうち実際に遊休農地化しているのは5万ヘクタールに留まっておりますけれども、これは将来また代がわりするときに遊休農地化するおそれ大きいということで、この対策につきましても農地法上の措置を使う等で対策を講じたいと考えております。

農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化についても、従来から走っておりました相対取引を重点に行っております農地利用集積円滑化団体の実態調査を行っているところでございます。

遊休農地に係る課税の強化・軽減については、実際に仕組みとして農業委員会が勧告をして、それでも改善されないときに最終的に都道府県が裁定するという仕組みでございますが、まず勧告の実施状況、これは正式には3月目途で公表予定ですが、去年は416件の勧告に留まっていたところが、今年度は3,807件、536ヘクタールについてやり始めたところでございますので、この状況によって税制が動いてくるということで、我々もまだ状況を注視しているところでございます。

その他、モデル地区、担い手との連携等も着実にしておりますし、果樹地域についても新しい仕組みを導入しているところでモデル地域を作っているところでございます。

運用の改善でございますが、1つは事務手続の期間の短縮化ということで、これは恐縮ですが、17ページを見ていただきたいのですけれども、最後のページですが、参考5というところで、手続を法律どおりの順番でやると13週間もかかっていたということでありまして、これを指導しまして、農業委員会の集積計画、配分計画を同時に作るとか、いろいろな工夫をいたしますと、5週間で8週間節約できるということをマニュアル化いたしまして、各県に要請をしているところでございます。できているところもありますし、できていないところもありまして、ここも1つの課題だと思っております。

以下は実績でございますが、簡単にいたしますけれども、7ページは県ごとに非常に差が出ているというところでございます。米どころの福井、石川、秋田等につきましては機構の実績が上がっているところでございますが、果樹地域、中山間地域が多いところ、和歌山、愛媛などについては低位に留まっているところでございまして、こういうところもありますので中山間地域、果樹地域についての取組を強化しているところでございます。

優良事例は一々は説明いたしませんけれども、後でご覧いただきたいと思いますが、概して言いますと県中間機構だけではなくて、市町村との連携が1つのポイントになっているのではないかと考えてございます。

13ページは農地情報電子地図システムの紹介、15ページは固定資産税の紹介、17ページは先ほど御説明した短縮化の工夫ということでございます。

とりあえず説明は以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。実際にどれぐらい進んでいるかは今年5月にならないと分からないのですけれども、いろいろな施策が講じられており、心強く感じました。

御説明いただいた資料の中の5ページで質問があります。(7)相続未登記農地への問題の対応ということで、現在、相続未登記、またはそのおそれがある農地が全農地面積の2割を占めるといのは大変大きな問題だと思っております。これにつきまして、ただいまの御説明では、農地法上の措置等をいろいろ考えていらっしゃるという御説明がございました。ただ、以前の農業ワーキングでは、登記全体の仕組みの見直しによって対策を図ることも考えているという、大変大きなグランドプランもお伺いした記憶がございますので、このあたりの検討状況はどのようになっているのか。そこを教えていただければと存じます。

○大澤経営局長 5ページの資料でいきますと、2番目のポツに「今後、政府全体で相続登記の促進などの改善策の検討を実施」ということで書いてございます。これは法務省、国土交通省と検討会を実施しておりまして、今、最終段階に来ておりまして、2月中には報告書を出す方向で今、まとめております。

その際、今、聞いておりますのは登記全体として1つのアクションを起こしていくことになっておりますけれども、制度の見直しまで直ちに至るかどうかというよりも、そこについてはまたさらに検討していく形でまとめられると聞いております。

○渡邊専門委員 そうしますと2月にまとめの報告書が出ても、そこから登記制度の見直しに至るまでは、まだ相当の期間がかかる。どのぐらいの期間がかかると考えればよろしいでしょうか。

○大澤経営局長 関係省庁でやっておりますので、その状況は見てみないと分からないと思っておりますけれども、我々としては農地だけが新しい措置をどんどん講じていきますと、土地全体の制度とのバランスもありますので、なるべく政府全体で動いていきたいと思っておりますが、土地全体になりますとまだいろいろ検討すべき事項があると聞いております。

○渡邊専門委員 農地にとっても大事な問題ですので、できるだけ速やかに制度改革が行われればと思います。よろしくお願ひします。

○金丸座長 藤田専門委員、お願ひします。

○藤田専門委員 きノウ新潟県では、新潟県農業法人協会で農地中間管理事業に関する会議がありまして、話をしました中で、非常に地域によって進み方に差がある。その理由が何かということの中で、一番が最初に話す人が誰なのか、その人がちゃんとしているかどうか非常に大事だ。かつ、今、農業委員会の改革がありまして、農地利用最適化推進委員という人たちが入り口で誘導して行ってほしいということをしてほしい。まだはっきりとほとんど進んでいないのではないかとということです。ぜひそこら辺を進めて行ってもらいたいと思います。

○大澤経営局長 最初の説明でも、最適化推進委員の問題については我々もいいところはもちろんありますけれども、概して言いますと任命はされたけれども、何をしていたか分からないというところもあると聞いておりました、農家の方々の意見も聞きながら1月にマニュアルを作ったところをございますので、これからそこは力を入れていかなければいけない点だと思っております。

○金丸座長 一度そのマニュアルも見せていただけるとありがたいです。こういう最適化委員みたいな、呼び名は別ですけども、現場に近いところでちゃんと見回っていただける人を作るべきだというのは、私もアイデアを出したものですから。ただ、私のイメージは、その当時申し上げたのはコンビニのスーパーバイザーのイメージで、コンビニのスーパーバイザーの人がどのような職責を担って、日々どう行動しているかということも参考にされてマニュアルに入れたらいいのではないのかということと、現場に近い人が文書で報告することも重要なのですけれども、農地の状況はビジュアルで記録していくのも有効かと思っておりますので、見回った都度、写真を撮るとか、写真等の活用なんかも御検討いただけるといいのではないかと思います。引き続きこの会議でもフォローアップさせていただきたいと思っております。

齋藤専門委員、お願いします。

○齋藤専門委員 農地利用集積円滑化団体の件ですけども、これは農協への白紙委任で、中間管理機構ができる前は農協に白紙委任して集積することで機能していたと思うのですが、今、中間管理機構ができて全く同じ業務を農協がするようになっていきます。それでうちの山形では、入り口が白紙委任すると中間管理機構の業務もほとんど農協がやっているようなありさまなので、JAで円滑化団体としての受け付けをしてしまうのです。ということは、はっきり言えば農協に出荷する人になるべく土地を寄せるという、現場ではそのようなことになっています。

出口は、では2人お手々つないで中間管理機構でやりましょうやということになるので、はっきり言うと私邪魔なのです。このJA白紙委任というのは、同じ法律で同じ機能を持った団体が2つ併存するというのも、確か3年か5年で見直しという法案だったと思うので、その辺どうなっているのでしょうか。

○大澤経営局長 先ほど農地利用集積円滑化事業、関係団体については調査をしているというお話を申しましたので、調査結果をまずお話しすると、中間管理機構ができたことに伴って県ごとに大分違いはありますが、ほとんどの県では中間管理機構に一元化していくことで、円滑化事業の実績はゼロまたは非常に少ないのが3分の2ぐらいになっています。比較的利用実績が高いものは5県でして、北海道、栃木県、長野県、新潟県、愛知県の5県です。山形県はそれに続く第6位でございます。

この農協というのは、山形県の場合には農協が中心になっているかと思いますが、県によっては市町村が中心になっているところもありますので、まず事実関係としてそれを御説明したいと思っております。

このものについては、我々としては様子を見た上で、全体として担い手を集積することのために何が一番いい形か。県ごとにも違うでしょうから、それをよく見極めた上で、できれば連携することも含めた一元化を目指していきたいと考えてございます。それぞれが独立、ばらばらに行くのはいけないと思っております。

その上で、山形県の事例もお伺いいたしまして、これは連携はしているかもしれないけれども、逆に障害になっている可能性もあるということをお伺いいたしましたので、これは昨年11月の秋のレビューで齋藤専門委員からお伺いいたしましたので、早速、東北農政局の地方参事官が機構を訪問しまして改革、改善してくれという要請をいたしております。機構としてはまず農協を介するというよりも、まず機構の現地職員が可能な限り現場の話し合いに参加するようにしたいというような返事をいただいておりますので、国としては引き続き山形県の事例につきましては改善状況をフォローしていきたいと考えております。

○齋藤専門委員 よろしくお願ひします。

○金丸座長 もともと中間管理機構の創設のアイデアをこの会議でお伺いした最初から、既存の団体の関係性とか整理とか統合とか一元化というのはずっと残ってました。当時は、その整理をしながら新しいものを作るというより、農水省としては経営資源の配分で新しいものを作ることを優先なさったと思いますので、そろそろこの課題も決着をつけなければいけないのではないかと思った次第です。ぜひよろしくお願ひします。

○大澤経営局長 そういう意味では、5県プラス山形程度の問題になっているということでございます。

○金丸座長 では、三森専門委員、お願ひします。

○三森専門委員 5ページを見ていただくと、私のいる山梨県は果樹地域で、ここの中では青森、静岡、愛媛ということで、恐らく国で言われるりんご、みかんというところを果樹の2トップだと思うのですが、ぶどうは3位でございます。

中間管理機構に関して、私たち果樹の中でも棚があるぶどう栽培に関しますと、ここでは事例のところで14%と出ておりますけれども、面積を見てもらってもとても少なく、なかなか現場では進みづらい、集積しづらいという果樹なので、ぜひこういった山梨というところも取組に入れていただいて、ぶどうがこれから結構いろいろなところで進められるということを伺っておりますので、ここの取組の中にもぜひ入れていただきたいなと切に思います。

○大澤経営局長 ぶどうがりんご、みかと差別をしている気は毛頭ございませんで、果樹のモデル地区を作ったということを記述してございますけれども、山梨県についても笛吹市、甲府市ほかでモデル地区を設定しているところでございますので、個別にまた御説明をしたいと思ひます。

○金丸座長 よろしくお願ひします。

大田議長、お願ひします。

○大田議長 資料の7ページ、参考1に都道府県別の数字が出ていまして、年間集積目標に対する機構の寄与度の差が、先ほど藤田専門委員も質問されたように、余りに大きくて60%から数%まであります。東京、神奈川、沖縄を除くとしても低いところは数%です。この低いところは、先ほど御説明いただいた2ページから6ページまでの施策で本当に向上するものなのかどうか、お聞かせください。また、これまでのところの数字は決して全体的に高くないのですが、機構が行う農地の出し手と受け手のマッチング状況について、農水省はどう評価されておられますでしょうか。

○大澤経営局長 まず県別の違いについては、我々も福井県でも60%しかないという意味で、これは福井県、石川県がいいと言うつもりはございませんけれども、従来型の我々の担い手への集積というのは、どうしても水田地域のイメージを中心にやってきたということが否めないなど反省をしている次第でございまして、それもあるので今、農林省の中のセクショナリズムを言うつもりはございませんけれども、こういう農地を動かす部局としては初めて果樹地域についての問題、後継者がいないところでどうしていくかということ素材に乗せまして、果樹の担当をしている生産局というところと連携した通知を出しまして、生産対策で實際上、機能を現地で果たしているのは産地協議会でございますけれども、そこが農地中間管理機構と連携するという方策を打ち出しているところでございます。まだまだいろいろそれだけで全部が行くかどうかというのは、手探りな点はございますけれども、そういうところを果樹地域はやっていきたい。

中山間地域についても、補助事業の優先枠みたいなものを今回の予算で作っておりますので、それをどうやって協力して中山間地域も上げていけるのかということをやりたいと思います。

いずれにしろ、一番、今、現地で期待が大きいのは、基盤整備事業が機構を介した場合には農家の負担なしでできることとございまして、これをしっかり活用していきたいと考えてございます。現実の評価というのは先ほどお話したとおり、まだまだ相当のことをやらなければいけないのではないかとございまして、今、講じている施策はもちろんやっていきますけれども、今後の一番課題になりますのは、現場で働いてマッチングをしていただく方々、農地最適化推進委員ということが一番の可能性になるわけとございまして、そこでの活動の強化がいろいろある課題の中でも一番の課題だと思っております。

○金丸座長 ぜひ前経営局長を上回る実績を出していただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、農地中間管理機構の取組状況につきましては、平成28年度の実績等がまとめ次第、また改めてお話をお伺いしたいと思います。本日はありがとうございました。

次の議題に移りたいと思っております。議題4は「農地転用利益の地域還元に関する検討状況等について」でございます。平成26年6月の規制改革実施計画において、農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等と公平で実効

性のある方策について中長期的に検討を進めるとされたことを受け、農水省の農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会が立ち上がりました。本検討会で平成27年4月以降、8回にわたり調査検討が重ねられ、28年6月には論点整理、本年1月には中間取りまとめの案が公表されております。

本件についても規制改革実施計画のフォローアップとして、現在までの検討状況について農林水産省から御説明をお願いいたします。

○新井農村振興局農村政策部長 農林水産省農村政策部長の新井と申します。

資料4-1に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会、この経緯と現在に至るまでのプロセスにつきましては、今、金丸座長から御紹介いただいたとおりでございます。

お配りいたしました資料は、直近の1月31日に開催されました検討会で議論されました中間取りまとめ（案）でございますので、おおむねこれで年度内に中間取りまとめする予定でございますので、この内容を紹介したいと思います。

中間取りまとめですが、1ページはこれまでの経緯、2ページに問題意識、3ページに転用利益とは何か、あるいは転用期待とは何かといったことを定義しております。具体的内容につきましては3ページの下「3 転用期待の実態と農地流動化への影響」から御説明をさせていただきます。

まず転用期待の実態と農地流動化への影響につきましては、アンケート調査あるいはヒアリング調査などを行ってまいりました。その結果、33行目でございますけれども、現在では開発意欲の低下等に起因して、多くの地域においては転用期待は小さなものとなっていると考えられます。

4ページ目の2行目でございますけれども、また、利用権設定への理解の浸透などによりまして、一部の地域を除いては転用期待が農地流動化に及ぼす影響というものは、大分小さくなってきているのではないかという現状認識でございます。

その上で10行目でございますけれども、一方で大都市周辺や高速道路などの延伸が予定されている地域ですとか、具体的な開発計画がある地域など、依然として転用期待が大きい地域では、近い将来におけます転用の実現を期待いたしまして、利用権設定による担い手への農地の集積を敬遠する農家があることも事実でございます。また、一部の農家におきましては、利用権設定への理解が乏しくて農地流動化を拒むケースもあるということでございます。

そのため、17行目でございますけれども、担い手の経営規模を拡大し、低コストで競争力の強い産業として農業が発展していくため、農地流動化の促進が重要な課題であることを踏まえると、農地流動化を拒むこれらのケースに対して、漏れなく打つべく施策を打っていく必要があるということを取りまとめをしております。

「4 転用期待の抑制のための具体的手法について」の検討内容でございます。考えら

れる手法といたしましては、①～③で示しておりますけれども、まず①転用利益を徴収する方策を考えるということです。②転用規制を強化するという方策。③といたしまして、農地の規制状況を周知することによりまして、農地流動化へ誘導していく。その3つの手法が考えられると思いますので、それぞれの手法につきまして具体的な検討の方向と検討すべき事項を整理しているものでございます。

このうち主要検討課題であります転用利益の徴収について取りまとめたものが5～7ページ目でございます。論点として大きく5つあるのではないかと考えています。まず①対象地域でございますけれども、12行目からですが、農地の流動化を推進する必要性が高く、かつ、農地の転用期待が大きい地域を対象とする方向で検討することが必要ではないかということでもあります。また、区域の指定につきましては、19行目ですが、できるだけ客観的な基準が必要であろうということでもあります。

②転用の態様に応じた取り扱いでございますけれども、ここは問題意識が2つほどございまして、1つは所有権移転に伴う場合のほか、自分が所有したまま自己転用する場合あるいは貸借をする場合、そういった場合はどうするのか。なかなか利益は表に出てきませんので、そういう場合どうするのかということでもありますけれども、この検討会におきましては、そういった自己転用ですとか貸借の場合につきましても、所有権の移転と同様に転用利益の徴収の対象として検討すべきであるということと35行目以下、書いているところでございます。

6ページ目に移っていただきたいと思います。次の論点として農地転用の許可が不要になっている公共転用。公共転用は農地転用許可が不要となっておりますし、また、むしろ税制優遇などをして進めるというような施策をとっているわけでございますので、その公共転用の扱いをどうするかということでもありますけれども、それにつきましては4行目以下でございますが、公共転用につきましてもこれを除外して検討すると論理の整合がとれませんので、それも対象とする方向で検討すべきであるとしております。

また、10行目以下でございますけれども、一方で農業用施設用地の転用については、その段階では対象とせずに、その後、農業外の用途に供されたときに対象とするという方向で検討する必要があるのではないかと考えております。

③は利益の徴収方法でありますけれども、論理的に考えられる手法としては税として徴収する方法、それから、転用許可の中で徴収する方法、全く新しい仕組みを作る方法と3つが考えられるわけですが、税として徴収すると新しい課税措置になりますので非常に難しい問題がありますし、転用許可の手續の中で徴収とした場合にも、転用許可はありませんので、そのような場合どうやって徴収するのかという問題もあります。それぞれ問題がありますので、その農地について転用利益を徴収するよう整理しながら、具体的な方法を考える必要があると整理しています。

④転用利益の算定方法・徴収する水準でございます。29行目から32行目あたりをご覧くださいと思いますけれども、売買によらない賃貸借あるいは使用貸借あるいは自己転

用といった具体的な算出方法が、これはなかなか非常に技術的で難しい問題だと思いますので、それについてはさらに検討が必要でありまして、転用利益を徴収される側と還元を受ける側の双方が納得できる徴収水準となるよう、慎重に検討する必要があるとまとめているところでございます。

7ページ目をお開きいただきたいと思います。⑤地域農業への還元。得ました転用利益をどのように地域農業に還元していくかということでありまして、徴収いたしました転用利益は、徴収した地域の農業振興に資する費用に充てることを原則として検討する必要があるとしておりますが、その具体的内容については、またいろいろな問題があると考えているところであります。

以上が転用利益の徴収についてのこれまでの論点整理であります。

続きまして、7ページの(2)転用規制の強化についてでありますけれども、転用期待を抑制する効果は大きいものの、さらなる規制強化に対する地方の理解が得られにくいといったような課題、それから、私有財産に対する大きな制約になるといったような問題点があることに留意して、これはなかなか慎重に検討をしなければいけないのではないかとまとめております。

(3)農地の規制状況の周知による農地流動化への誘導でありますけれども、これにつきましては緩やかに農地流動化へ指向させることが期待できますが、直接的な転用期待の抑制にならないことに加えまして、周知方法によっては財政負担が生じるといったような課題があるとまとめているところでございます。

以上がそれぞれの論点の整理ということでありまして、8ページ「5 今後の検討方向について」でございます。25行目(1)のところでありまして、まずこれから検討すべき課題は多いものの、転用利益の徴収と地域への還元を基本的な方向として考えて、国としてその実現に向けて検討を進めていくことを望むと検討会ではしております。ただ、財産権を直接制約するものでありますし、その実施に当たっては関係する地方自治体であることを考慮いたしますと、まだ難しい問題もたくさんありますので、国としてできるだけ早く具体的な枠組みをまず試案として世の中に示して、関係者による議論を広く喚起することが望ましいということでもまとめているところでございます。

35行目(2)で、一方で転用期待が農地流動化に影響を及ぼしているとは考えにくい地域などにおいては、農地の規制状況の周知とあわせた利用権設定の農家への働きかけなどによりまして、消極的な転用期待を持つ農家を農地流動化へと誘導したりすることのほうが、担い手への流動化を進める上では適切であるとしておりまして、農地の規制状況の周知によりまして農地流動化への誘導につきましても、これは検討を進めて、これは実現しやすいものでありますから、実現可能なものから速やかに着手をすべきものであるとしております。

なお、転用規制の強化につきましては、転用期待を抑制する効果は大きいものの、直接開発を規制するものになりますので、まず地方自治体の理解を深めることに注力すべきで

あるとまとめております。

1月31日のこの検討会におきましては、中間取りまとめ案に対しましてお配りしております資料4-2のような議論がなされました。この中では断定的に書いたり、説明が不足しているところがありますので、全体的に書きぶりを丁寧にすることが1つと、全体の構成として転用期待は一部の地域を除いてほとんどない。一部の地域に限られる問題だということから、まず全国の話である農地の規制状況の周知に関することを先に記述して、まずこれを進めることにした上で、次に地域限定の話である転用利益の徴収に関するについて記述をすべきであるとの意見が出されたところでございますので、我々としたしましてはこの方向で、年度内の中間取りまとめを行っていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では、飯田座長代理、お願いいたします。

○飯田座長代理 特にこういった一部の農業の後継者と不在地主にいわゆる利用権設定の理解が乏しいという御説明だったかと思うのですが、不在地主がこういった利用権設定に詳しくないというのは大変よく理解できるのですが、一部後継者というのは典型的なケースとしてはどういったケースで、こういったいわゆる農地に関する知識が乏しい農業従事者という、どういった方を想定されているのか伺えればと思います。

○前島農村振興局農村計画課長 後継者という言い方だと少し乱暴な表現になっているのかもしれませんが、典型的には例えばお父様がまだ農業をされている。息子さんは農業をちょっと手伝いながらも主業は例えばサラリーマンとか、そのような形で農業へのかかわり方はそんなに強くない。でもゆくゆくは農業を継がれるというような方になっていきますと、なかなか農地の仕組みなどについてはお父さん任せで余り詳しくないといったような事例が見られるという話を、現地のヒアリングの中で農家の方から伺ったというところでございます。

○飯田座長代理 重ねてですが、今後もそのパターンが最も多くなっていくと予想されるかと思うのです。つまりは農業を主業としていませんし、恐らくは継いだとしても形だけしか農業をやらない後継者、そういった方々に対する啓蒙とか啓発のプログラムみたいなものは想定されているのでしょうか。

○新井農村振興局農村政策部長 そういうことも含めて具体的にやっていかないといけない課題として思っておりますし、もう一つは農地の利用規制の状況などがなかなか知られていないところがありますので、そこを知らせるような取組もあわせてやっていきたいと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員 先ほど6ページの③の徴収方法について、検討されている方法が3つあるということで、税としての徴収と農地転用許可の手續の中での徴収、そして3つ目、新たな制度の中での徴収ということで、それぞれ課題があるとおっしゃったのですけれども、具体的にそれぞれの方法におけるメリット・デメリットについて、お教えいただきたいと思っています。

○新井農村振興局農村政策部長 まず税として徴収するという方法ですと、これは強制力がありますから実効性が一番強力で担保されるということがあろうかと思えますし、これは法律を通さなければいけないことですので、前提としては国民の理解は当然得られるだろうということがあります。一方で、先ほど申し上げましたが、まさに新たな課税措置で増税になりますので、法律を通すというのは非常に難しいという問題があります。

それから、農地転用許可の中で徴収する。これは転用許可をするときに必ず都道府県を通すことになりますから、まさに農地転用のプロセスが大体把握できるので、そのプロセスの中でとればよいという手續上の利便性はあろうかと思えます。

一方で、ここは2つ問題があろうかと思えますけれども、先ほど申しましたように公共転用の場合ですとか、届け出で済むような場合もございます。そういった場合は許可というプロセスがありませんので、そういう場合をどうするかというのが一番重要な制度上の問題かと思えますのと、もう一つは、徴収した利益を実際に使うときに、これは多分、市町村レベルの事業になると思えますので、都道府県と市町村の間、どういうふうに関係を構築していくかということが難しい論点かなと思っています。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 なかなか難しい問題で、私自身、今の基本法を作るときからこの問題を提起しているのですけれども、1つには農地をどう考えるかということです。確かに私有財産なのだけれども、土地改良等々の公的資金が相当入っているわけですし、さまざまな法律に基づいて農業に政府が介入していることもありますので、完全に財産権の問題だけを前面に出すのではなくて、ある程度の制約があるんだということの論点整理をきちんとしていただきたいと思えます。

それから、対象地域をどうするかということで、バブルのころに比べれば今は転用の実績そのものは少ないかもしれない。しかし、農地の転用の問題というのは農地の保有コストが安いというより、むしろマイナスになっていて、持っていることにメリットがあって、それがあす、あさって転用できなくても50年、100年の計で持っていれば得をするものですから、すぐにはなくなならないわけです。だからそういう意味で対象地域をこれまでの実績で転用が大きいところだけではなくて、個人的には全国レベルで網をかけるような方向が望ましいと思っていますので、そのあたりのことも含めて転用期待が実績ではなくて、まさに100年たっても持っていたほうが得だという実態があるということで、さらに検討を

進めていただければと思います。

○金丸座長 では、大臣お願いします。

○山本大臣 転用の期待が少なくなっているというのは、そんなことはないというのが私の実感です。各地を回っていますが、農地規制が地方創生の最大の障害です。各市町村長が農業の6次産業化をやりたい、あるいは、私は地方創生というのは地方の平均所得を上げることだから稼げと言っているのですが、稼ぐための施設をやるにも、その規制があって一番いいところが全く使えない、何回やってもだめだという話ばかりです。

だからそこはそんなに甘い考えでいたら困るので、そんなものは市町村に任せればいいのです。彼らだって農地として使えるところはしっかりやりたいと当然言っているわけです。しかし、最低限自分たちの地方創生のためには、ここは有効利用したほうがいい、時代が変わって高速道路のインターができた周辺というのは、流通団地にしたほうが人口が増え、企業も来る。ところが、そこが広大な農地で絶対に動かせないみたいなばかなことをやっている。これは私は地方創生大臣として絶対に考え直してもらわないと困る。

もう一つ、徴収とか、税とかありますが、経済学的にはほとんど意味がない。税金を上げれば地価が下がってしまい税収が上がるかどうか分かりません。経済学的にはそういう話になるのだから、どこでもうけて、それがどうディスインセンティブになるのかよく分からない。

○金丸座長 ありがとうございます。

農村振興局の皆様、大変難しい問題を解きつつあると思いますが、ぜひ今日皆さんからいただいた意見もぜひ趣旨を鑑みて、今後取りまとめよろしく願いいたします。

それでは、時間がまいりましたので本日は以上とさせていただきます。農林水産省の皆様、御出席ありがとうございます。

最後に、事務局から何かございますか。

○佐脇参事官 次回のワーキング・グループの日程は、また後日、事務局から御連絡を差し上げます。

以上です。

○金丸座長 それでは、これで会議を終了いたします。

委員、専門委員の皆様は、事務的な連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。